

**金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備に係る
業務規程等の一部改正新旧対照表**

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	8
4. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	12
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	17
6. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	20
7. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	21
8. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	23
9. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	24
10. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	26
11. 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置の一部改正新旧対照表	28
12. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	29
13. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	30
14. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	42
15. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	44
16. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	45
17. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	50
18. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	52
19. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	59
20. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	62
21. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	64
22. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	65

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="119 414 327 448"><u>第7条 削除</u></p> <p data-bbox="391 616 502 649">付 則</p> <p data-bbox="119 660 774 750">この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="821 358 1220 392"><u>(監理ポスト及び整理ポスト)</u></p> <p data-bbox="805 414 1468 504"><u>第7条 監理ポスト及び整理ポストに関し必要な事項については、本所が規則により定める。</u></p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p><u>(8)の3 新規上場申請に係る株券(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)</u>について、上場時における<u>単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第12条の3に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項に該当する新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第6号まで及び第8号の3に掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第5号まで及び第8号の3に掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項に該当する新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第6号までに掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第5号までに掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>4 (略)</p>

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

a から d までに規定する書類については各 2 部、e から i までに規定する書類については各 1 部

a ・ b (略)

c 四半期報告書 (訂正四半期報告書を含む。)

d ～ h (略)

i 内部統制報告書 (訂正内部統制報告書を含む。)

(6) ～ (8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各 2 部を提出するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

a から c までに規定する書類については各 2 部、d から g までに規定する書類については各 1 部

a ・ b (略)

(新設)

c ～ g (略)

(新設)

(6) ～ (8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各 2 部を提出するものとする。

(1) 1 年を 1 事業年度とする新規上場申請者について、上場申請日の属する事業年度が開始した日以後 6 か月を経過した後となる場合
当該事業年度が開始した日以後 6 か月に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための半期報告書」

(2) 上場申請日の属する事業年度終了後 3 か月を経過した後となる場合
当該事業年度に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」
(Q - B o a r d への新規上場申請者にとっては、当該「上場申請のための有価証券報告書」及び翌事業年度の第 1 四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類)

(3) Q - B o a r d の新規上場申請者である

(1) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとする（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

(2) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(3) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の

場合において、次のa又はbに該当するとき
当該a又はbに規定する書類

a 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合

当該事業年度の第1四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書面

b 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書面

(新設)

(新設)

(新設)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の

規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の6第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。

(1) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつ

規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。

(1) 第2項第5号又は前項第2号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」又は前項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）

ては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8 新規上場申請者は、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）各1部を提出するものとする。

9～12 （略）

（適時開示に係る宣誓書等）

第7条の3 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) （略）

(2) 第3条第2項第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（本所が定める部分に限る。）、同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

付 則

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施

8 新規上場申請者は、前項に規定する監査又は中間監査（第6項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」又は「中間監査概要書」各1部を提出するものとする。

9～12 （略）

（適時開示に係る宣誓書等）

第7条の3 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) （略）

(2) 第3条第2項第5号又は第6項第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（本所が定める部分に限る。）、同条第6項第1号に規定する「上場申請のための半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

行する。

- 2 改正後の第3条第2項第8号の3及び同条第3項各号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の第3条第5項第5号iの規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 改正後の第3条第6項から第8項まで及び第7条の3第2号の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>四半期会計期間</u>若しくは各連結会計年度における<u>四半期連結会計期間の四半期財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、<u>四半期報告書</u>並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>四半期会計期間</u>及び連結会計年度における<u>四半期連結会計期間の四半期財務諸表等</u>に添付される<u>四半期レビュー報告書</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>無限定の結論</u>」(特定事業会社にあつては、「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」を含む。)が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>d <u>新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するもので</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>中間会計期間</u>若しくは各連結会計年度における<u>中間連結会計期間の中間財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>中間会計期間</u>及び連結会計年度における<u>中間連結会計期間の中間財務諸表等</u>に添付される<u>中間監査報告書</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

ないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(8)・(9) (略)

(9)の2 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(10)・(11) (略)

2・3 (略)

(Q-Boardへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第3条第2項第8号cに基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。

(8)・(9) (略)

(新設)

(10)・(11) (略)

2・3 (略)

(Q-Boardへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第3条第2項第8号cに基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りで

ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

d 新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(a)及び(b)に該当するものではないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(6) (略)

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第1項第7号a及びc並びに第6条第1項第5号b及びcの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3 改正後の第4条第1項第7号d及び第6条第1項第5号dの規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

4 改正後の第4条第1項第9号の2の規定は、

ない。

c a及び前bに規定する監査報告書又は中間監査報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

(新設)

(6) (略)

2 (略)

施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a e (略)</p> <p>a f 有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>に記載される財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等</u>の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動</p> <p>a g 財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等</u>に継続企業の前提に関する事項を注記すること。</p> <p>a h～a j (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～p (略)</p> <p>q 保有有価証券（当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は<u>四半期会計期間</u>の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a e (略)</p> <p>a f 有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>に記載される財務諸表等又は<u>中間財務諸表等</u>の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動</p> <p>a g 財務諸表等又は<u>中間財務諸表等</u>に継続企業の前提に関する事項を注記すること。</p> <p>a h～a j (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～p (略)</p> <p>q 保有有価証券（当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は<u>中間会計期間</u>の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前</p>

前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した金額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。))。

r・rの2 (略)

s 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。))を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業的前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定的結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨(特定事業会社にあつては、継続企業的前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した

における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した金額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。))。

r・rの2 (略)

s 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。))の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書について、継続企業的前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付意見」が記載されることとなったこと。

限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。)が記載されることとなったこと。

uの2 内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

v・w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合

(4)・(5) (略)

2 (略)

(削る)

(削る)

3・4 (略)

5 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第7項の規定に準じて開示を行うものとする。

6・7 (略)

(本所への協力義務)

第3条の2 上場有価証券の発行者は、本所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公

(新設)

v・w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 上場会社(Q-Boardの上場会社を除く。)は、第1四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。

4 Q-Boardの上場会社は、第1四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。

5・6 (略)

7 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第9項の規定に準じて開示を行うものとする。

8・9 (略)

(本所への協力義務)

第3条の2 上場有価証券の発行者は、本所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認

認会計士等であった者を含む。次項において同じ。) に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(削る)

(有価証券の見本の提出)

第8条 (略)

(単元株式数の変更等)

第12条の3 上場株券の発行者は、単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議(委員会設置会社については、執行役の決定を含む。)を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第1号a f及びa g、同項第2号q、s、t及びu並びに同項第3号

会計士等であった者を含む。次項において同じ。) に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第8条 上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。)又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し)を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(有価証券の見本の提出)

第8条の2 (略)

(新設)

の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3 改正後の第2条第1項第2号uの2の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

4 施行日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書等については、改正前の第8条の規定は、なおその効力を有する。

5 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第1項第2号tの規定の適用については、同t中「第24条の4の7第1項に定める期間内」及び「当該期間内」とあるのは、「第24条の4の7第1項に定める期間の最終日の翌日から起算して15日を経過する日まで」とする。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄 (Q-B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>を添付した有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>を法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内 (<u>天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内</u>) に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は<u>四半期財務諸表等</u>に添付される<u>四半期レビュー報告書</u>において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。) が、<u>四半期レビュー報告書</u>については「<u>否定的結論</u>」又は「<u>結論の表明をしない</u>」旨 (特定事業会社の場合にあつては「<u>中間財務諸表が有用な情報を表示していない意見</u>」又は「<u>意見の表明をしない</u>」旨を含む。) が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄 (Q-B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>を添付した有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>を法第24条第1項又は<u>第24条の5第1項</u>に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は<u>中間財務諸表等</u>に添付される<u>中間監査報告書</u>において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。) が、<u>中間監査報告書</u>については「<u>中間財務諸表が有用な情報を表示していない意見</u>」又は「<u>意見の表明をしない</u>」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合。</p>

(12) ~ (19) (略)

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第3条の4 上場株券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場株券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、上場会社が第2条第11号、第12号又は第19号に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときには、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の規定により、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならない。

3 本所は、前項の規定により提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行う。

4 第1項の規定により特設注意市場銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社は、当

(12) ~ (19) (略)

(新設)

(新設)

該上場会社の内部管理体制等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第10号及び第11号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 本所は、施行日の前日において監理ポスト又は整理ポストに割り当てられている銘柄を、第3条の4の改正規定に従い、施行日にそれぞれ監理銘柄又は整理銘柄に指定するものとする。
- 4 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第10号の規定の適用については、同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p>第6条の3 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、<u>有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書</u>を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書、<u>半期報告書又は四半期報告書</u>に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面(法第24条の4の2第2項(法第24条の4の8第1項又は第24条の5の2第1項による場合を含む。)の規定により、同項に定める確認書を提出している場合にあつては、当該確認書の写し)を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(監理銘柄及び整理銘柄の指定)</p> <p>第9条 <u>上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。</u></p> <p>2 <u>上場債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。</u></p> <p>3 <u>監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。</u></p> <p>(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)</p>	<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p>第6条の3 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、<u>有価証券報告書又は半期報告書</u>を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書<u>又は半期報告書</u>に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第17条の5第1項第1号(同条第4項による場合を含む。))又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し)を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(新設)</p>

第10条 上場債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の3の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

(新設)

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄及び整理銘柄の指定)</p> <p><u>第5条 上場転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>2 上場転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。</u></p> <p>(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)</p> <p><u>第6条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を特設注意市場銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(不動産投資信託証券の上場廃止基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、<u>上場不動産投資信託証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内</u>)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(9)～(17) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(監理銘柄及び整理銘柄の指定)</u></p> <p><u>第12条の2 上場不動産投資信託証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場不動産投資信託証券を監理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>2 上場不動産投資信託証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、別添「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」により定める。</u></p>	<p>(不動産投資信託証券の上場廃止基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(9)～(17) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>

(上場廃止前の取扱い)

第13条 上場不動産投資信託証券が第12条に定める上場廃止の基準に該当する場合においても、本所が必要であると認めた時は、上場廃止前一定期間、市場において当該銘柄の売買を行わせることができる。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(上場廃止前の取扱い)

第13条 上場不動産投資信託証券が前条に定める上場廃止の基準に該当する場合においても、本所が必要であると認めた時は、上場廃止前一定期間、市場において当該銘柄の売買を行わせることができる。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 投資信託委託会社が、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、投資信託委託会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(監理銘柄及び整理銘柄の指定)</u></p> <p><u>第10条の2 上場受益証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場受益証券を監理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>2 上場受益証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場受益証券を整理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、本所が定める。</u></p> <p>(上場廃止前の売買)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 投資信託委託会社が、次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(上場廃止前の売買)</p>

第11条 投資信託委託会社又は受益証券が第10条第1項各号又は第2項各号（第3号の場合を除く。）のいずれかに該当する場合においても、本所が必要であると認めるときは、上場廃止前一定期間、市場において受益証券の売買を行わせることができる。

第14条から第16条まで 削除

(削る)

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

第11条 投資信託委託会社又は受益証券が前条第1項各号又は第2項各号（第3号の場合を除く。）のいずれかに該当する場合においても、本所が必要であると認めるときは、上場廃止前一定期間、市場において受益証券の売買を行わせることができる。

第14条、第15条 削除

(監理ポスト及び整理ポスト)

第16条 受益証券の監理ポスト及び整理ポスト
に関し必要な事項については、本所が定める。

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 信用取引残高の日々公表</u></p> <p><u>(特設注意市場銘柄に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</u></p> <p>第2条 <u>本所は、株券上場廃止基準第3条の5第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定された銘柄が信用取引を行うことができる銘柄である場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第2条 (略)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 規程第28条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（その特例を含む。）により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後30分を経過した時（<u>監理銘柄</u>若しくは<u>整理銘柄</u>への<u>指定事由</u>に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が<u>監理銘柄</u>又は<u>整理銘柄</u>への<u>指定</u>の決定に関する発表を行った後30分を経過した時）までとする。ただし、当該銘柄を<u>整理銘柄</u>に<u>指定</u>することとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 規程第28条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（その特例を含む。）により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後30分を経過した時（<u>監理ポスト</u>若しくは<u>整理ポスト</u>への<u>割当て事由</u>に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が<u>整理ポスト</u><u>割当て</u>の決定に関する発表を行った後30分を経過した時）までとする。ただし、当該銘柄を<u>取引ポスト</u>に<u>割り当て</u>ることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(4) ・ (5) (略)</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>監理<u>銘柄</u>及び整理<u>銘柄</u>に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、監理<u>銘柄</u>及び整理<u>銘柄</u>への<u>指定</u>に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p>(監理<u>銘柄</u>、整理<u>銘柄</u>への指定)</p> <p>第3条 監理<u>銘柄</u>又は整理<u>銘柄</u>への<u>指定</u>は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除く。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理<u>銘柄</u>への<u>指定</u></p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理<u>銘柄</u>に<u>指定</u>することができる。<u>この場合において、(j)、(k)又は(n)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。</u></p> <p>(a)～(h) (略)</p> <p>(i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>を添付した有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>について、</p>	<p>監理<u>ポスト</u>及び整理<u>ポスト</u>に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>業務規程第7条の規定に基づき、監理ポスト及び整理ポスト</u>に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(監理ポスト及び整理ポスト)</u></p> <p>第2条 本所は、<u>上場廃止となるおそれがある銘柄又は上場廃止が決定された銘柄</u>について、その事実を投資者に周知させるため、<u>上場廃止となるおそれがある銘柄については監理ポストに、上場廃止が決定された銘柄については整理ポストに割り当てることができる。</u></p> <p>(監理<u>ポスト</u>、整理<u>ポスト</u>への割当て)</p> <p>第3条 監理<u>ポスト</u>又は整理<u>ポスト</u>への割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除く。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理<u>ポスト</u>への<u>割当て</u></p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理<u>ポスト</u>に割り当てるとする。</p> <p>(a)～(h) (略)</p> <p>(i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>を添付した有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>について、次のい</p>

次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

(削る)

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(j) ~ (n) (略)

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。))にあつては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

れかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。

ハ 当該最終日から起算して8日目の日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(j) ~ (n) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。))にあつては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は（a）の3に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) ・ (a) の2 (略)

(a) の3 優先株に関する特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(b) (略)

(c) 当該優先株の発行者が発行する普通株が監理銘柄に指定された場合

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株に関する特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1．

(8) bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1．(13) aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第7号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該不動産投資信託証券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(g)、(h)又は(k)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a) ・ (a) の2 (略)

(a) の3 優先株に関する特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(b) (略)

(c) 当該優先株の発行者が発行する普通株が監理ポストに割り当てられた場合

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株に関する特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1．

(8) bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1．(13) aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第7号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該不動産投資信託証券を監理ポストに割り当てる。

(a) ~ (e) (略)

(f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

(削る)

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(g) ~ (k) (略)

b 整理銘柄への指定

不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当する場合(同条第1項第3号aの(a)のうち不動産投信特例取扱い9.(1)aに規定する合併による解散の場合及び投資法人の存続期間が満了となる場合、同条第2項第15号のうち受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合並びに同項第17号のうち不動産投資信託証券の不正発行の場合を除く。)には、当該不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

(a) ~ (e) (略)

(f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。

ハ 当該最終日から起算して8日目の日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(g) ~ (k) (略)

b 整理ポストへの割当て

不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当する場合(同条第1項第3号aの(a)のうち不動産投信特例取扱い9.(1)aに規定する合併による解散の場合及び投資法人の存続期間が満了となる場合、同条第2項第15号のうち受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合並びに同項第17号のうち不動産投資信託証券の不正発行の場合を除く。)には、当該不動産投資信託証券を整理ポストに割り当てる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該債券の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は（f）に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 上場債券の発行者の発行する株券が監理銘柄に指定されることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし、当該株券が第1号aの(a)から(d)まで、(e)の2、(1)及び(m)の2の規定により監理銘柄に指定されることになった場合の上場債券については、この限りでない。

(b)～(f) (略)

(g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項、第24条の5第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

(削る)

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場債券の発行者の発行する株券が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし、当該株券が第1号aの(a)から(d)まで、(e)の2、(1)及び(m)の2の規定により監理ポストへ割り当てられることになった場合の上場債券については、この限りでない。

(b)～(f) (略)

(g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。

ハ 当該最終日から起算して8日目の日ま

出しなかったとき。

b 整理銘柄への指定

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.（13）aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）、同条第2項第1号、第2号（債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。）、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項（債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い4.（2）iに規定する合併による解散の場合を除く。）又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該新株予約権付社債券の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は（a）若しくは（g）に該当する場合は監理

で内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

b 整理ポストへの割当て

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.（13）aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）、同条第2項第1号、第2号（債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。）、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項（債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い4.（2）iに規定する合併による解散の場合を除く。）又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債型新株予約権付社債券を監理ポストに割り当てる。

銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は
監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項第1号に該当するおそれがあると本所が認め
た場合

(b) 上場転換社債型新株予約権付社債券の
発行者の発行する株券が監理銘柄に指定さ
れることとなった場合

(c) ~ (g) (略)

b 整理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第4号（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

（監理銘柄、整理銘柄への指定期間）

第4条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の（a）から（e）までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで

(新設)

(a) 上場転換社債型新株予約権付社債券の
発行者の発行する株券が監理ポストに割り
当てられることとなった場合

(b) ~ (f) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1.（8）bの（a）に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第4号（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理ポストに割り当てる。

（監理ポスト、整理ポストへの割当期間）

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の（a）から（e）までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日ま

とする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a) ~ (c) (略)

(d) 前条第1号aの(i)の場合

同(i)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(i)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)までの場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、株券上場廃止基準の取扱い4.(2)に定める期間(原則として1か月)とする。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a) ~ (b) (略)

(c) 前条第2号aの(c)の場合には、上場優先株の発行者の発行する普通株の監理銘柄への指定期間と同一とする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該優先株の上場廃止を決定した日の翌日から優先株に関する特例の取扱い3.(5)のa又はbに定める上場廃止日の前日までとする。

(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

でとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a) ~ (c) (略)

(d) 前条第1号aの(i)の場合

同(i)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(i)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(i)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(k)の2、(m)の2及び(n)までの場合

本所が必要と認めた日

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、株券上場廃止基準の取扱い4.(2)に定める期間(原則として1か月)とする。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a) ~ (b) (略)

(c) 前条第2号aの(c)の場合には、上場優先株の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該優先株の上場廃止を決定した日の翌日から優先株に関する特例の取扱い3.(5)のa又はbに定める上場廃止日の前日までとする。

(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の（a）から（d）までに定める日から本所が不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

（a）・（b）（略）

（c）前条第2号の2 a の（f）の場合

同（f）イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同（f）ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

（d）（略）

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該不動産投資信託証券の上場廃止を決定した日の翌日から不動産投信特例取扱い9.（2）に定める期間（原則として1か月）とする。

（3）債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の（a）から（g）までに定めるところによる。

（a）前条第3号 a の（a）の場合には、上場債券の発行者の発行する株券の監理銘柄への指定期間と同一とする。ただし、同号 a の（a）本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条又は第8条に該当するかどうかを認定した日までとする。

（b）～（f）（略）

（g）前条第3号 a の（g）の場合

同（g）イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同（g）ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の（a）から（d）までに定める日から本所が不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

（a）・（b）（略）

（c）前条第2号の2 a の（f）の場合

同（f）イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同（f）ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同（f）ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

（d）（略）

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該不動産投資信託証券の上場廃止を決定した日の翌日から不動産投信特例取扱い9.（2）に定める期間（原則として1か月）とする。

（3）債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の（a）から（g）までに定めるところによる。

（a）前条第3号 a の（a）の場合には、上場債券の発行者の発行する株券の監理ポストへの割当期間と同一とする。ただし、同号 a の（a）本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条又は第8条に該当するかどうかを認定した日までとする。

（b）～（f）（略）

（g）前条第3号 a の（g）の場合

同（g）イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同（g）ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同（g）ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日の翌日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.

(2) a、b、d、f、g又はhに定める上場廃止の前日までとする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第4号aの(a)の場合には、本所が必要と認めた日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項第1号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第4号aの(b)の場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する普通株の監理銘柄への指定期間と同一とする。

(c) 前条第4号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第4号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第4号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

日とする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日の翌日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5.

(2) a、b、d、f、g又はhに定める上場廃止の前日までとする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(f)までに定めるところによる。

(新設)

(a) 前条第4号aの(a)の場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第4号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第4号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第4号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第4号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 前条第4号aの(g)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日の翌日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.

(3)のa、b、d又はfに定める上場廃止日の前日までとする。

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(削る)

(e) 前条第4号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第4号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日の翌日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.

(3)のa、b、d又はfに定める上場廃止日の前日までとする。

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、本所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合、同項第2号の2aの(c)に定める前条第2号の2aの(f)口に該当した場合又は同項第3号aの(g)に定める前条第3号aの(g)口に該

(2) (略)

(上場廃止申請銘柄の監理銘柄、整理銘柄への指定等)

第5条 上場廃止の申請があった銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定及び指定期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本所が必要と認める場合は、上場廃止申請が行われた上場有価証券について、上場廃止するかどうかの審査を行っている期間、監理銘柄に指定することができる。この場合において、監理銘柄（確認中）に指定する。
- (2) 本所が必要と認める場合は、上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した有価証券について、本所が必要と認める期間（原則として1か月）、整理銘柄に指定することができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号a(i)及び第3号a(g)並びに第4条第1項第1号a(d)及び第3号a(g)の規定中、四半期報告書に関するものについては、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第3条第1号a(i)及び第3号a(g)の規定の適用については、これらの規定中「最終日」及び「当該最終日」とあるのは、「最終日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。

当した場合

(3) (略)

(上場廃止申請銘柄の監理ポスト、整理ポストへの割当て等)

第5条 上場廃止の申請があった銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当て及び割当期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本所が必要と認める場合は、上場廃止申請が行われた上場有価証券について、上場廃止するかどうかの審査を行っている期間、監理ポストへ割り当てる。
- (2) 本所が必要と認める場合は、上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した有価証券について、本所が必要と認める期間（原則として1か月）、整理ポストへ割り当てる。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間（直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間）を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後（業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後）最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し<u>整理銘柄</u>に指定された銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間（直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間）を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段（直接上場銘柄（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。）が行われる銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。）の当該株式の交付に係る権利落後（業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後）最初の約定値段（以下「権利落後始値」という。）の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て（割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。）が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄（以下「株式無償割当て銘柄」という。）の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し<u>整理ポスト</u>に割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>

付 則

この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場廃止の基準に該当し<u>整理銘柄に指定された銘柄</u>のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日までにおける当該銘柄</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場廃止の基準に該当し<u>整理ポストに割り当てられた銘柄</u>のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日までにおける当該銘柄</p> <p>3・4 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a 最近1年間に終了する各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」 各1部 この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、<u>開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」</u>に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて<u>四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書</u>を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（<u>継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。</u>）の当該<u>四半期会計期間に係る四半期報告書の写し</u>で足りるものとし、新規上場申請者が<u>継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には</u>、当該<u>四半期会計期間に係る四半期報告書の写し</u>で足りるものとする。</p> <p>b～nの2 (略)</p> <p>nの3 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d、<u>dの2</u>、eからgまで、<u>j及びnの2</u>に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a 最近1年間に終了する<u>中間会計期間</u>に係る「上場申請のための半期報告書」 1部 この場合において、当該「上場申請のための半期報告書」は、<u>開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」</u>に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて<u>中間監査報告書及び中間監査概要書</u>を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（<u>継続開示会社に限る。</u>）の当該<u>中間会計期間に係る半期報告書の写し</u>で足りるものとし、新規上場申請者が<u>継続開示会社である場合には</u>、当該<u>中間会計期間に係る半期報告書の写し</u>で足りるものとする。</p> <p>b～nの2 (略)</p> <p>nの3 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式</p>

会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類

(a) ・ (b) (略)

(c) 保険業法第86条の2第1項に規定する書類の写し

nの4～o (略)

(5) (略)

(削る)

会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類

(a) ・ (b) (略)

(c) 保険業法第87条第1項に規定する書類の写し

nの4～o (略)

(5) (略)

5. 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

(1) 第1項に規定する「上場申請のための半期報告書」は、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、半期報告書の写しで足りるものとする。

(2) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成するものとする。

(3) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」には、上場申請日の属する事業年度に係る会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告で、定時株主総会にその内容を報告し又はその承認を受けたものを添付するものとする。

(4) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の3の規定は、第2号及び第3号の規定による四半期財務・業績の概況を記載した書類の提出について準用する。この場合において、当該四半期財務・業績の概況を記載した書類に掲げる四半期財務諸表等につき公認会計士等による意見表明のための報告書を添付するものとする。

5. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

6. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

(1) 最近1年間に終了する事業年度に係る監査、中間監査又は四半期レビューについて、第7項本文に規定する「公認会計士」は2人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付することを要するものとする。

(2) 第7項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前に置いて法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

(3) 第1号の規定により本所が指定するものは、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2.（2）dに規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）

b 前aの規定にかかわらず、Q-B o a r dへの新規上場申請者である場合には、直前事業年度及びその前の事業年度並びに直前連結会計年度及びその前の連結会計年度の財務諸表等

(削る)

(1) 最近1年間に終了する事業年度に係る監査又は中間監査について、第6項本文に規定する「公認会計士」は2人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付することを要するものとする。

(2) 第7項に規定する「監査報告書又は中間監査報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前に置いて法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しで足りるものとする。

(3) 第1号の規定により本所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する次の財務諸表等

(a) 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2.（2）dに規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）

(b) 前（a）の規定にかかわらず、Q-B o a r dへの新規上場申請者である場合には、最近事業年度及びその直前事業年度並びに最近連結会計年度及びその直前連結会計年度の財務諸表等

b 第6項第2号の規定により提出される「上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務諸表等

6. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「四半期レビュー概要書」については、次の取扱によるものとする。

(1) (略)

(2) 「監査概要書」は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、「四半期レビュー報告書」は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」は、前5.(2)の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

7. (略)

9. 第3条（新規上場申請手続）第12条関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b (略)

c 2. (4)に規定する「上場申請のための四半期報告書」

ただし、Q-B o a r dへの新規上場申請

7. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」及び「中間監査概要書」については、次の取扱によるものとする。

(1) (略)

(2) 「監査概要書」は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 「監査概要書」又は「中間監査概要書」は、前6.(2)の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査又は中間監査に関する監査概要書又は中間監査概要書の写しで足りるものとする。

7. の2 (略)

9. 第3条（新規上場申請手続）第12条関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b (略)

c 2. (4)に規定する「上場申請のための半期報告書」

ただし、Q-B o a r dへの新規上場申請

者である場合には、提出を要しないものとする。

d (略)

(2)・(3) (略)

1 1. の3 第7条の3 (適時開示に係る宣誓書等) 関係

(1)～(3) (略)

(4) 第2号に規定する「本所が定める書類」とは、2. (4) aに規定する「上場申請のための四半期報告書」をいうものとする。

(5) (略)

1 1. の4 第7条の4 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係

第7条の4に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(5)までに掲げる事項をいうものとする。

(1)～(4) (略)

(5) その他本所が必要と認める事項(反社会的勢力排除に向けた体制整備に係る事項を含む。)

付 則

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の2. (4) a及び9. (1) cの規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

者である場合には、提出を要しないものとする。

d (略)

(2)・(3) (略)

1 1. の3 第7条の3 (適時開示に係る宣誓書等) 関係

(1)～(3) (略)

(4) 第2号に規定する「本所が定める書類」とは、2. (4) aに規定する「上場申請のための半期報告書」をいうものとする。

(5) (略)

1 1. の4 第7条の4 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係

第7条の4に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(5)までに掲げる事項をいうものとする。

(1)～(4) (略)

(5) その他本所が必要と認める事項

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(6) (略) (7) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等において、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2、<u>法第24条の4の7</u>及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は<u>法第23条の10に係る訂正命令をいう。</u>）若しくは課徴金納付命令（法第172条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は<u>法第172条の2第1項若しくは第2項に係る命令をいう。</u>）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。 b・c (略) d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものと除く。）又は<u>四半期レビュー報告書</u>において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>無限定の結論</u>」が記載されていない場合をいうものとする。 e～g (略) (8)・(9) (略) <u>(9)の2 単元株式数</u></p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(6) (略) (7) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等において、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。 b・c (略) d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものと除く。）又は<u>中間監査報告書</u>において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」が記載されていない場合をいうものとする。 e～g (略) (8)・(9) (略) (新設)</p>

第9号の2に規定する「本所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項第8号の3に定める書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

5. 第6条（Q-B o a r dへの上場審査基準）

第1項関係

(1) ～ (4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第5号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合をいうものとする。

c (略)

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

5. 第6条（Q-B o a r dへの上場審査基準）

第1項関係

(1) ～ (4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第5号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合をいうものとする。

c (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の3 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等（株券上場審査基準の取扱い1. (2) dの(d)のロ又は4. (1) cの(c)のロの規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)（aからc列記部分を除く。）において同じ。）が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると本所が認める者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間</p>	<p>1. の3 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等（株券上場審査基準の取扱い1. (2) dの(d)のロ又は4. (1) cの(c)のロの規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)（aからc列記部分を除く。）において同じ。）が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると本所が認める者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まったこと。</p>

(当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間)に係る決算の内容が定まったこと。

(4) (略)

(削る)

(削る)

2. の 2 第 2 条 (会社情報の開示) 第 7 項関係
第 7 項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の (1) から (5) まで

(4) (略)

2. の 2 第 2 条 (会社情報の開示) 第 3 項関係
第 3 項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、当該四半期における当該上場会社の属する企業集団 (当該上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該上場会社) の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載することを要するものとする。

2. の 3 第 2 条 (会社情報の開示) 第 4 項関係
(1) 第 4 項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書 (連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書。以下「四半期財務諸表」という。) を記載することを要するものとする。
(2) 前 (1) の四半期財務諸表は、原則として、企業会計審議会により公表された中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じて作成するものとする。
(3) (1) に掲げる四半期財務諸表については、公認会計士等により別添「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく意見表明のための手続を実施することを要するものとする。

2. の 4 第 2 条 (会社情報の開示) 第 9 項関係
第 9 項に規定する「本所が定める親会社等に関する事項」とは、次の (1) から (5) に定

に定める事項をいうものとする。

(1) ~ (5) (略)

2. の 3 第 4 条 (開示内容の変更又は訂正) 関係

第 1 項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第 2 条又は第 3 条第 2 項に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書 (これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。) における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

5. 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係

(1) ~ (5) (略)

(6) 第 2 項に規定する書類の提出は、次の a から e までに掲げる場合の区分に応じ当該 a から e までに定めるところにより行うものとする。

a ~ c (略)

(削る)

d 第 2 条第 3 項の規定に基づく事業計画に変更があった場合

変更後の事業計画書

事業計画書の変更があった時

この場合において、Q - B o a r d の上場会社は、本所が当該書類を公衆の縦覧に供す

める事項をいうものとする。

(1) ~ (5) (略)

2. の 5 第 4 条 (開示内容の変更又は訂正) 関係

第 1 項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第 2 条又は第 3 条第 2 項に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書 (これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。) における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

5. 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係

(1) ~ (5) (略)

(6) 第 2 項に規定する書類の提出は、次の a から e までに掲げる場合の区分に応じ当該 a から e までに定めるところにより行うものとする。

a ~ c (略)

d 第 2 条第 4 項に該当した場合

四半期財務・業績の概況の開示に係る資料に掲げる四半期財務諸表につき公認会計士等による 2. の 3 (3) の規定に基づく意見表明のための報告書

提出を受けた後直ちに

この場合において、Q - B o a r d の上場会社は、本所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

e 第 2 条第 4 項の規定に基づく事業計画に変更があった場合

変更後の事業計画書

事業計画書の変更があった時

この場合において、Q - B o a r d の上場会社は、本所が当該書類を公衆の縦覧に供す

ることに同意するものとする。

(削る)

9. 第8条（有価証券の見本の提出）関係

(1) ~ (3) (略)

(削る)

ることに同意するものとする。

9. 第8条（有価証券報告書等の適正性に関する確認書）関係

(1) 第8条に規定する書面（同条かつこ書に規定する書面を除く。）には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第8条に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認した内容を記載するものとする。

9の2. 第8条の2（有価証券の見本の提出）関係

(1) ~ (3) (略)

別添 四半期財務諸表等に対する意見表明に係る基準

本所は、Q-B o a r dの上場会社（以下「会社」という。）が行う四半期財務・業績の概況の開示の適時性を確保するとともに、当該開示に係る四半期財務諸表に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、会社の監査人である公認会計士又は監査法人（以下「監査人」という。）が実施するものとする。

2. 対象となる四半期財務諸表の範囲

意見表明等の対象となる四半期財務諸表は、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算

書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社の場合、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書）とする。

3. 目的

監査人は、四半期財務諸表が、中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の当該四半期会計期間に関する有用な情報を表示しているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4. 意見表明に要する手続

監査人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的とした意見表明のための手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。

- (1) 会社の業務及び会社が属している業界の状況についての質問
- (2) 会社の内部統制の整備状況及び直近決算日（中間決算日を含む。）後の重要な変化についての質問
- (3) 会社が採用している会計処理の原則及び手続の内容、これらの変更の有無並びに新たな会計処理の原則及び手続の採用の有無に関する質問
- (4) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間の矛盾又は異常な変動の有無を検討し、四半期財務諸表の合理性を確かめる分析的手続
- (5) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
- (6) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問

5. 報告書の記載事項

監査人は、四半期財務諸表に対する意見表明のための報告書（以下「報告書」という。）に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 対象となった四半期財務諸表の範囲

(2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨

(3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨

(4) 報告書によって表明される意見が、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的な保証を与えるものである旨

(5) 報告書が会社の四半期財務諸表に対して、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨

(6) 意見表明のための手続の結果、四半期財務諸表が、中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の当該四半期会計期間に関する有用な情報を示していないと認められる事項がなかったかどうかに関する意見（重要な意見表明に関する手続が実施されなかったこと等の理由により、当該有用な情報を表示していないと認められる事項がなかったかどうかについての判断を行うことができない場合にあっては、意見の表明を差し控える旨及びその理由）

(7) 会社と監査人との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

6. 経営者による確認書の入手

監査人は、対象とした四半期財務諸表について経営者による確認書を入手しなければならな

い。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1.の3(3)c及び2.の3の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(10) (略) (11) 上場契約違反等 第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。 a 上場会社が、<u>内部管理体制確認書</u>、<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。以下同じ。）</u>に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、<u>なお当該内部管理体制確認書、当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。</u> (a) <u>内部管理体制確認書</u>、<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。</u> (b)・(c) (略) b・c (略) d <u>第3条の5第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社が、本所に同条第2項の規定により内部管理体制確認書の提出を3回行った場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると本所が認めるとき。</u></p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(10) (略) (11) 上場契約違反等 第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。 a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、<u>なお当該報告書を当該提出期限までに提出しないとき。</u> (a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項（<u>同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。</u>）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。 (b)・(c) (略) b・c (略) (新設)</p>

<p>e <u>a 及び前 d のほか、本所が、第 3 条の 5 第 2 項の規定により内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合</u></p>	(新設)
<p>f <u>a から前 e までのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合</u></p>	(新設)
(12) ~ (15) (略)	(12) ~ (15) (略)
<p>3. の 2 <u>第 3 条の 5 (特設注意市場銘柄の指定及び指定解除) 関係</u></p>	(新設)
<p>(1) <u>第 3 条の 5 第 1 項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、本所が第 2 条第 1 1 号、第 1 2 号又は第 1 9 号に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。</u></p>	
<p>(2) <u>第 3 条の 5 第 2 項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領 2. (2) の f に規定する「上場申請のための有価証券報告書 (Ⅱの部)」に準じた書面をいう。</u></p>	
<p>(3) <u>第 3 条の 5 第 3 項に規定する内部管理体制等に問題があるかどうかの認定は、次の a から f までに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。</u></p>	
<p>a <u>内部監査又は監査役による監査など、業務執行に対する監査の体制の状況及び当該監査の実施の状況</u></p>	
<p>b <u>経営管理組織又は社内諸規則の整備などの内部管理体制の状況</u></p>	
<p>c <u>経営に重大な影響を与える事実等の会社情報の管理状況及び当該会社情報に係る適時開示体制の状況</u></p>	
<p>d <u>有価証券報告書の作成その他会計に関する社内組織の整備及び運用の状況</u></p>	
<p>e <u>法令等の遵守状況</u></p>	

f 特設注意市場銘柄の指定後における上場有
価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関
する規則及び企業行動規範に関する規則の遵
守状況

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行
する。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>株券上場廃止基準に該当するおそれがあり監理ポストに割り当てられている銘柄及び同基準に該当し整理ポストに割り当てられている銘柄以外の銘柄であるとき。</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 不動産投資信託証券（投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条の2 不動産投資信託証券（投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>上場廃止の基準に該当するおそれがあり監理ポストに割り当てられている銘柄及び同基準に該当し整理ポストに割り当てられている銘柄以外の銘柄であるとき。</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p>	<p>(株券に係る貸借銘柄の選定基準)</p>

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄（九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9)～(12) (略)

2～9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

2～6 (略)

付 則

この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄（九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 株券上場廃止基準に該当するおそれがあり監理ポストに割り当てられている銘柄及び同基準に該当し整理ポストに割り当てられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(9)～(12) (略)

2～9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 上場廃止の基準に該当するおそれがあり監理ポストに割り当てられている銘柄及び同基準に該当し整理ポストに割り当てられている銘柄以外の銘柄であるとき。

2～6 (略)

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4. 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い（債券特例第6条の3関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の3に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、<u>半期報告書又は四半期報告書</u>の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>4. 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い（債券特例第6条の3関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の3に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書<u>又は</u>半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)</u></p> <p><u>第10条の2 受益証券特例第10条の2の規定により、受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に關し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</u></p> <p><u>(1) 監理銘柄、整理銘柄</u></p> <p><u>本所は、上場廃止となるおそれがある銘柄又は上場廃止が決定された銘柄について、その事実を投資者に周知させるため、上場廃止となるおそれがある銘柄については監理銘柄に、上場廃止が決定された銘柄については整理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>(2) 監理銘柄、整理銘柄への銘柄の指定</u></p> <p><u>上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>a 監理銘柄への指定</u></p> <p><u>上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、受益証券を監理銘柄に指定することができる。</u></p> <p><u>(a) 投資信託契約が解除されるおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p><u>(b) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合</u></p> <p><u>イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っていると</u></p>	<p>(新設)</p>

き。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(c) 投資信託委託会社が、受益証券特例第10条第1項第4号に規定する書面に虚偽の記載を行った場合、又はこれに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合

(d) 受益証券特例第10条第2項第4号(受益証券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号(第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。)又は同条第2項各号(第3号の場合及び第4号のうち受益証券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 監理銘柄、整理銘柄への指定期間

前号に規定する受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次に定めるところによる。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)、(b)又は(c)に定める日又は時から本所が受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号を除く。)に該当するかどうかを認定した日(本所が必要と認める場合は、当該日の本所がその都度定める時)までとする。

(a) 前号aの(a)の場合

本所が投資信託委託会社から書面による報告を受けた日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)ただし、本所が必要と認める場合は、当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時

(b) 前号 a の (b) の場合

同 (b) イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同 (b) ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(c) 前号 a の (c) 又は (d) の場合

本所が必要と認めた日。ただし、本所が必要と認める場合は、本所がその都度定める時

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、第 11 条第 2 項に定める期間（原則として 1 か月）とする。

第 13 条 削除

(監理ポスト及び整理ポストに関する事項)

第 13 条 受益証券特例第 16 条の規定により、受益証券の監理ポスト及び整理ポストに関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 監理ポスト、整理ポスト

監理ポスト及び整理ポストに関する規則第 2 条の規定は、受益証券の監理ポスト及び整理ポストについて準用する。

(2) 監理ポスト、整理ポストへの銘柄の割当て

上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次に定めるところによる。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a) 投資信託契約が解除されるおそれがあると本所が認める場合

(b) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。

ハ 当該最終日から起算して8日目の日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(c) 投資信託委託会社が、受益証券特例第10条第1項第4号に規定する書面に虚偽の記載を行った場合、又はこれに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合

(d) 受益証券特例第10条第2項第4号(受益証券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号(第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。)又は同条第2項各号(第3号の場合及び第4号のうち受益証券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理ポストに割り当てる。

(3) 監理ポスト、整理ポストへの割当期間

前号に規定する受益証券の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次に定めるところによる。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)、(b)又は(c)に定める日又は時から本所が受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号を除く。)に該当するかどうかを認定した日(本所が必要と認める場合は、当該日の本所がその都度定める時)までとする。

(a) 前号aの(a)の場合

本所が投資信託委託会社から書面による報告を受けた日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)ただし、本所が必要と認める場合は、当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時

(b) 前号aの(b)の場合

同(b)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(b)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(b)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

(c) 前号aの(c)又は(d)の場合

本所が必要と認めた日。ただし、本所が必要と認める場合は、本所がその都度定める時

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、第11条第2項に定める期間(原則として1か月)とする。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。